

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

イギリスの取調べ可視化の現在(イギリス視察報告)

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 栗林 亜紀子

平成29年3月27日から同月31日、日弁連の国選シンポのためのイギリス(ロンドン及びブリストル)視察が行われ、当本部からも4名が参加した。詳細は後日発行される日弁連国選シンポ委員会の報告書をご覧ください。本稿では、可視化先進国と言われるイギリスでの取調べの可視化の状況について、主に実務家から聴取した内容を簡単に紹介したい。

1. イギリスの可視化制度の概要

イギリスでは、1984年に「警察及び刑事証拠法」(The Police and Criminal Evidence Act 1984)が制定され、取調べの録音に関する規定が置かれた。その後これを受けた運用規定が制定され、取調べの録音が法的義務とされた。

取調べの録音が導入された当初、警察からはかなりの抵抗があったが、現在では、肯定的に受け止められるようになってきているという。その理由は、取調べ内容を筆記する必要がないので手間が省けるという点、適切な取調べをしたということを捜査側が証明する手段としても使えるという点が挙げられるということである。

現在では取調べの録音が完全に定着し、可視化先進国と言われている。

なお、証人からの事情聴取に関する録音については、イギリスでも法定されておらず、子どもの場合などを除いて可視化はされていない。

また、被疑者は、取調べを受ける前に弁護人と話す機会を与えられる。取調べには弁護人の立会いが認められており、被疑者が弁護人を要請した場合には、弁護人が到着するまで取調べを開始することができない。

2. 警察官から見た可視化

ブリストル(イングランド西部の都市)のエイボン・アンド・サマーセット警察署にて、警察官から聞いた話の概要は以下のとおりである。

(1) 取調べの様子は、従来はデジタル録音されることが多かったが、現在は録画に移行しつつある。ボデ

イランゲージなど、録音だけではわからない情報が記録されるため、複雑なケースでは録音に加えて録画が積極的に用いられる傾向にある。

取調べの冒頭で、口頭で被疑事実に関する告知がされるが、この告知も記録される。

(2) 弁護人の立会いについては、弁護人も、捜査官と同様、プロとしての重大な任務を負っているのだから、当然のものとしてとらえている。被疑者がもし有罪ならば自白してくれた方がいいが、だからと言って黙秘されても気分を害することはない。司法制度とはそういうものである。

取調べ中に被疑者が弁護人と相談したいという場合などには、取調べを中断し、捜査官が取調室の外に出る。希望があればいつでも、何度でも中断する。捜査官としては、あまりに何度も中断させられればフラストレーションを感じるだろうが、実際にはそう頻繁には起こらない。

(3) 捜査段階で、捜査官は弁護人に対し、事件の概要や証拠について一定の情報開示を行う。通常は書面で行う。これは法的に義務付けられているものではないが、情報開示をして弁護人、ひいては被疑者との関係を向上させることでより生産的な取調べができるため、ベストプラクティスという観点から行っている。

書面での情報開示に対し弁護人から質問を受けることもあるが、その回答も書面に残す。殺人等の重大事件の場合には、どのような情報を開示したか、弁護人に対して情報を開示している状況も録音する。後日裁判となったときに、弁護人から「そのような話は聞いていない」などと主張されることを防ぎ、無

用の争いを避けるためである。

- (4) 記録媒体そのものが証拠とされるのは、たとえば、感情面の主張をする場合や、被疑者に改悛の情が見られない態度をとっていたことを示したい場合等に、検察側が証拠申請することが考えられる。弁護人からは反対意見が出されるが、最終的に取調べるかどうかを決めるのは裁判官であり、実際取調べられるケースもある。

3. 検察官から見た可視化

エクセター（イングランド南西部の都市）を拠点として活動する検察官から聞いた話の概要は以下のとおりである。

- (1) 取調べ記録媒体が公判廷で再生されることは非常にまれである。再生されるとすれば、録音ではなく録画の場合が多い。映像は非常に多くの情報を含んでいるためである。
- (2) 弁護人が取調べに立ち会うことは非常に有用であると考えている。邪魔だとは感じない。必要な仕事をしているのであって、全体としてみれば我々にとって有益な存在である。多くの被疑者は取調べ中に自白する。適正な助言を受けての自白という場合も多い。弁護人立会いの上での自白は、裁判所で証拠採用される確率も上がる。

4. 弁護士から見た可視化

ロンドンを拠点に活動するソリシター及びバリスターから聞いた話の概要は以下のとおりである。

- (1) 被疑者の捜査段階供述が裁判の証拠になることはあるが、捜査段階の供述については記録媒体があるため、供述調書は作成されない。
無罪答弁をする場合には、記録媒体の反訳書の要約等が作成される。反訳文を要約する場合、通常は検察官が作成し、被告人や弁護人からの意見も適宜反映する。また、場合によっては、要約せずに反訳書を作成する場合もある。
- (2) 以前は供述の任意性が争われるケースもあったが、

現在では、弁護人の立会いや記録媒体があるため、誰も争わなくなった。捜査官の意識も向上したといえる。

- (3) 記録媒体を罪体立証のために使用することは、以前に比べて減ってきた。裁判官が、効率性の観点から、反訳書の提出を求めるからである。

弁護人としては、捜査官の取調べ態度を問題にすることが減ったため、現在では、被告人の挙動不審なところなどが明らかとなる録画媒体はなるべく使用したくない。検察官が使いたいと考える場合もあるが、捜査官が誘導や不適切な質問をしている部分を編集しなければならず、反訳書の作成よりも手間がかかることから、録画を証拠とすることにあまり積極的ではない場合もある。

裁判官は時間の無駄だと言ってまず再生を嫌がる。弁護人も裁判官も現在では再生を望まないため、再生されるケースはまれである。

- (4) 弁護人が録画を証拠として使用したケースもある。母親が、自分の子どもたちに対して性的虐待を行った男性を殺したという事案で、起訴罪名は謀殺であった。
弁護人は、母親が取調べ時に取り乱し、泣き叫んで、非常に感情的になっている様子を見てもらったほうが陪審員の同情を得られると考えてこれを法廷で再生した。弁護人の立証は成功し、怒り狂った末の突発的な事件で、謀殺ではなく故殺とされて、終身刑の求刑に対して懲役7年が言い渡された。

5. 裁判官から見た可視化

ウェストミンスター・マジストレイト・コートの首席治安判事から聞いた話の概要は以下のとおりである。

- (1) 取調べの録音録画は、警察にも被疑者にも大きな変化をもたらした。

警察官は、自白の強要をすることがなくなった。被疑者が、当初犯罪事実を認めていたのに、後にそれをひっくり返すという事態も減った。

イギリスではCCTV（監視カメラ）が非常に多く設置されているのも特徴であり、警察官はボディカメラをつけている。記録が残っていることから、法廷での議論が減ってきている。

(2) 捜査段階の取調べの録画が証拠として法廷で再生されることはたまにある。反訳書の一部に疑問がある場合や、要約が不明確で確認する必要がある場合、被告人が質問にきちんと答えないときに不利益推認をしたいときなどである。

録画は、重要な証拠になりうる。再生時間がかかりすぎるため、マジストレイトコートではあまり再生する例はないが、疑義があるときには仕方がない。

(3) 映像の印象が強すぎるので法廷で再生することはかえって適切な心証形成を妨げるのではないか、という議論は、イギリスにはない。むしろ、適切な心証形成に役立つと考えられる。被疑者が、逮捕直後の取調べで、公判廷で述べた内容と同じ供述をしているのであれば、被疑者の言い分を強める方向に働く。犯罪直後の取調べ状況の録画映像は、ベストエビデンスと考えられる。

しかし何よりも、取調べに弁護人の立会いが認められるようになったという点が重要である。テロリストでさえ、取調べでも裁判でも、弁護人がついていなければ、手続を先に進めることはできない。

6. まとめに代えて

イギリスでは、取調べ記録媒体を実質証拠（供述内容の真実性立証のための証拠）とすることの可否などは、そもそも議論されていないことが分かった。これには、取調べに先立つ弁護人へのアクセス権や、取調べへの弁護人の立会い等が前提となっていることが影響しているのではないかと思う。

実務家の話の中で特に印象に残ったのは、警察官や検察官が、弁護人に対して敵対的な感情を抱いておらず、むしろ、協働してより合理的に捜査を進めようと考えているという点である。イギリスで認められている取調べへの弁護人の立会いは、いわば究極の可視化である。日本とイギリスでは、制度に様々な違いがあり、被疑者の取調べに用いることのできる時間も大きく異なる（イギリスでは逮捕後24時間が原則である）。とはいえ、弁護人の立会いを認め、捜査機関側もこれを肯定的に捉えているというイギリスの状況から、我々が学べることは少なくないと感じた。

刑事弁護援助金制度をご存知でしょうか？

刑事弁護委員会 委員長 鈴木 一郎

大阪弁護士会では、会員の刑事弁護活動に関して要した鑑定費用や交通宿泊費、記録謄写費用、通訳翻訳費用等の実費のうち、国選弁護費用として法テラスから支弁されないものや、刑事被疑者援助及び少年保護付添援助といった援助事業から支弁されないものについて、刑事弁護特別会計から援助金を支出する制度を設けています。

これまで、国選事件においてなされた私的鑑定費用のうち、法テラスから支弁される額を超える部分や、高額に及ぶ実験費用等について、会員からの申請に基づき、刑事弁護委員会の承認を経て、援助金の支出が認められています。

但し、援助金の支出には基準が設けられており、必要性や相当性を欠くと認められる場合や事務の煩瑣を避けるため少額の支出の場合等には、認められないことがあります。また、財源には限りがありますので、その観点から認められない場合が生じることもありますので、あらかじめご了解くださいますよう、お願いいたします。

詳細及び援助金申請の手続については、当会の会員専用サイト（左側「書式・資料」→「刑事」の順にクリック）をご覧ください。